

公益財団法人群馬県健康づくり財団 健康啓発資材貸出及びデータ提供要綱

1 趣旨

この要綱は、県民の健康増進及びがんの予防と検診の受診率向上を目的とした、当財団が所有する健康啓発資材（以下「資材」という。）の貸出及びデータの提供について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出及び提供の対象

原則として県、市町村、関連団体、当財団が検（健）診を受託している事業所等とし、県内において実施される営利を目的としない活動に限る。

3 申請方法

別紙「健康啓発資材貸出・データ提供申込書」（別記様式1）を提出のこと。

4 貸出期間

資材の貸出期間は、原則として休日を含めた14日以内とする。

5 費用負担

資材の貸出、データ提供ともに無償とする。ただし、利用に関し必要な費用が発生する場合は利用者の負担とする。

6 利用者の遵守事項等

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 資材は適切な管理を行い、紛失及び損傷したときは、やむを得ないと認められる場合を除き、利用者の負担においてこれを補償する。

イ 資材は無断で処分、譲渡又は転貸しない。

ウ 提供されたデータの改変、切り抜き、加工はしない。

エ データ使用の際は、「(公財) 群馬県健康づくり財団提供」と表示する。

オ 営利目的で使用しない。

7 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は当財団事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。